

## さいたま市施設修繕業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する施設修繕に係る指名業者又は見積徴取業者の選定（以下「業者の選定等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(業者の選定等)

第2条 業者の選定等は、さいたま市競争入札参加資格者名簿又はさいたま市小規模修繕業者登録名簿に登録された者から選定するものとする。この場合において、別に定める執行予定額の区分に応じて、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成13年さいたま市訓令第8号）に基づくさいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会の審査等を経て行うものとする。

(指名業者又は見積徴取業者として選定できない業者)

第3条 業者の選定等は、次の各号のいずれかに該当する者は、指名業者又は見積徴取業者として選定することができない。

- (1) さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年5月1日制定）又はさいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年3月20日制定）に基づく入札参加停止期間中である者
- (2) さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年5月1日制定）に基づく入札参加除外期間中である者
- (3) 主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項による営業停止処分期間中の者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11で準用される施行令第167条の4第1項に該当する者及び市の発注する工事又は業務委託（以下「工事等」という。）で同条第2項各号のいずれかに該当する行為があった者
- (6) 市の発注する工事等で、労働基準監督署から、安全管理の改善に関する指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者
- (7) 市の発注する工事等で、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等契約関係について、関係行政機関等の情報から不相当であると認められた者
- (8) 労働基準局等から、労働関係等の問題について通報があり、これに対する改善を行わない状態が継続している者

(選定の方法)

第4条 指名業者又は見積徴取業者を選定するときは、市内業者育成に配慮し、次の各号に掲げる事項について総合的に勘案するとともに、選定が特定の業者に偏ることのないよう、留意するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 過去の履行実績
- (3) 当該施設修繕についての技術的適正又は履行能力
- (4) 当該施設修繕の地理的条件

(業者数)

第5条 業者の選定等における業者数は、次の各号に掲げる執行予定額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特殊な技術、機械器具又は生産設備を必要とする施設修繕の場合又は特別の理由がある施設修繕の場合は、この限りでない。

- (1) 2億円以上 10者以上
- (2) 1億円以上2億円未満 9者以上
- (3) 5,000万円以上1億円未満 8者以上
- (4) 2,500万円以上5,000万円未満 7者以上
- (5) 500万円以上2,500万円未満 6者以上
- (6) 400万円を超え500万円未満 5者以上
- (7) 10万円以上400万円以下 2者以上
- (8) 10万円未満 1者以上

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月24日から施行する。

(適用)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指名又は見積徴取する業者について適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕業者選定要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる指名その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた指名その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕業者選定要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる指名その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた指名その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後のさいたま市施設修繕業者選定要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる指名その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた指名その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。